

ID: 356

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市スポーツ施設条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第179号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 委員会は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 長門市スポーツ施設条例施行規則 (使用料の減免) 第6条 (略) 2 使用料の減免基準は次に定めるところによる。			
事由		減免の率	
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。
(2) 市内の学校、幼稚園、保育園 が使用する時。		ア 教育課程で使用する時 イ 上記以外の場合	
(3) 市スポーツ協会、市内のスポーツ振興会、市内のスポーツ少年団又は市小・中学校体育連盟が主催する大会、行事等を使用する時。		100%	10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
(4) 市スポーツ協会、市スポーツ協会の各加盟団体、市内のスポーツ協会、市内のスポーツ振興会の各加盟団体、市内のスポーツ少年団、市内の総合型地域スポーツクラブ又は市内に組織を有する社会教育関係団体が使用する時。		80%	
(5) 市内の青少年の活動団体が使用する時。		50%	
(6) 市内の公益的団体が、その団体の目的に沿った活動のために利用する時。			
(7) 市以外の官公庁が使用する時。			
(8) 市又は教育委員会が後援して使用する時。			
(9) その他教育委員会が特に必要と認めた時。		教育委員会が定める額	
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和3年4月1日